

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新居浜市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.5%
全職員	55.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.4%
本庁課長相当職	96.1%
本庁課長補佐相当職	95.3%
本庁係長相当職	92.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.7%
31～35年	88.5%
26～30年	90.8%
21～25年	87.7%
16～20年	84.9%
11～15年	86.8%
6～10年	87.0%
1～5年	85.7%

【説明欄】

男性職員が、扶養手当などを支給されている割合が高く、時間外勤務の時間数も、女性に比べて約1.6倍多くなっています。

男性は、任期の定めのない常勤職員の割合が高く、女性は、任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合（会計年度任用職員など）が高くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。